

## [contents]

### 2 ~ 3

#### 基礎年金番号と仮基礎年金番号について

日本年金機構では、1人に1つの基礎年金番号で管理するため、重複して持っている加入者の確認作業を実施している。

### 4 ~ 6

#### クローズアップ年金事務所 宇都宮東年金事務所

「職員が自信と誇りを持って働けるようにすることがお客様の満足度アップにつながる」と職場環境づくりを進めている宇都宮東年金事務所を取材した。

### 7 ~ 8

#### 「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」提出

4月12日、厚生労働省は衆議院に公的年金制度の健全性と信頼性を確保するための法律案を提出した。

### 9 ~ 10

#### ねんきん最前線 市区町村 VOICE

#### 兵庫県神戸市

「大都市でも小さなまちと同じくらい、市民一人ひとりの状況を把握したきめ細かい対応をしたい」という考えを基本に業務にあたる神戸市国保年金医療課を取材した。

## Topics

# 年金個人情報情報の適正な管理の在り方に関する専門委員会

社会保障審議会年金部会では、「年金個人情報情報の適正な管理のあり方に関する専門委員会」を設置することとなった。

年金個人情報（年金の原簿の記録）は、職歴や報酬などプライバシー性が高く、給付に直結して権利性が強いこと、またきわめて長期的な保存・管理が必要であることなどの特性をもっている。そのため、こうした年金個人情報情報の特性を踏まえ、年金個人情報情報の訂正の手続きのあり方などを検討するため、社会保障審議会年金部会に「年金個人情報情報の適正な管理のあり方に関する専門委員会」が設置されることとなった。

専門委員会では、以下の点を検討することになる。

- ①「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で情報開示されている状況を踏まえた、より簡便で迅速な記録訂正手続きのあり方
- ②国民の立場に立った調査審議のあり方
- ③本人に不服がある場合、司法手続きへの移行も考慮した訂正手続きのあり方
- ④事業主調査への活用など、年金個人情報情報の正確性の向上に資する取組みの検討

## 年金機能強化法の施行期日

5月11日、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成24年法律第62号）の一部の施行期日を定める政令が公布された（政令第136号）。

年金機能強化法のなかでは、産休期間中の厚生年金保険の保険料免除や、繰下げ支給の取扱いの見直し、未支給年金の請求範囲の拡大などの改正事項の施行期日は、「公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日」とされているが、これらの改正事項の施行期日を定めたものである。今回公布されて政令によって、これらの改正事項の施行期日は平成26年4月1日とされた。

## 民主党が厚生年金基金の全面廃止の修正案の提出を検討

4月12日、厚生労働省は、衆議院に「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」を提出した。この法案の主な改正内容の1つに、厚生年金基金制度の見直しが含まれている。（関連記事は7・8面に掲

載）

同法案では、現在いわゆる「代行割れ」を引き起こしている約4割の厚生年金基金に対して5年以内に解散させ、「代行割れ」の予備軍となっている約5割の厚生年金基金に対しては他制度への移行など「代行返上」を促し、残りの1割の厚生年金基金に対して存続を認めるものとなっている。この法案は5月10日から審議に入っている。

厚生年金基金制度の見直しについては、民主党政権のときから検討課題とされていたが、民主党の基本的な方針は、厚生年金基金を全面的に廃止することであった。

昨年暮れの政権交代を受けて、自由民主党によって新たに策定された厚生年金基金制度の見直しは、上記のように全体のうち約1割の健全な財政状況にある厚生年金基金については廃止させないこととなっている。民主党では、一部の基金の存続を認めるとした政府案では公的年金の財政に影響が及ぶリスクが残るとの考え方から、厚生年金基金制度そのものを将来的に廃止する修正案を国会に提出するとしている。

# 基礎年金番号と 仮基礎年金番号について

日本年金機構では、1人で複数の基礎年金番号をもっているかどうかを調査するため、『基礎年金番号確認のお願い』を発送している。

これは、就職して厚生年金保険や共済組合に加入した人や20歳を過ぎて国民年金に加入した人の加入手続きの書類に基礎年金番号の記載がない場合や、日本年金機構で管理している国民年金や厚生年金保険の加入記録などの中に「氏名・生年月日・性別」が同じ人がいた場合を対象にして発送しているものである。これらのケースでは、すでに重複して基礎年金番号が付けられている可能性があるために確認しようとするものである。

## 基礎年金番号とは

基礎年金番号は、平成9年1月から導入されたもので、それまで国民年金、厚生年金保険、共済組合で制度ごとに付けられていた年金手帳の記号番号を、公的年金制度に共通な番号に付番し直した10桁の番号である。基礎年金番号は、原則として、1人に1つの番号が付けられている。年金加入記録を適切に管理するため、新たに年金制度に加入する場合には、年金手帳など基礎

年金番号が記載されている書類を提示する必要がある。

## 仮基礎年金番号

『基礎年金番号確認のお願い』の整理番号欄に記載されている「990X」で始まる番号は、仮基礎年金番号である。

日本年金機構では、年金記録を適正に管理するため、1人の年金記録を1つの基礎年金番号で管理することとしている。しかしながら、転居、就職や転職の際に基礎年金番号を申し出なかったために、1人に複数の基礎年金番号が付けられ、年金記録が分かれて管理されている状態が発生している。

就職したときや市区町村で国民年金の加入手続きをする際に年金手帳を提示しないと、事業主や市区町村は資格取得届に基礎年金番号を記載することができない。

このような場合に、1人に対して複数の基礎年金番号が付けられることを防止するため、日本年金機構では、平成25年4月1日から、氏名、生年月日および性別の3項目が一致する記録を管理している基礎年金番号がすでに存在する場合は、ほかに基礎年金番号を持っている可能性が

あるものとして、上4桁が「990X」から始まる基礎年金番号（仮基礎年金番号）を付けている。これによって、本来の基礎年金番号に年金記録を統合することとしている。

この仮基礎年金番号は、本来の基礎年金番号が判明するまでの間暫定的に年金記録を管理するための番号である。そのため、仮基礎年金番号でも厚生年金保険の資格取得等、国民年金の適用や保険料を納付することができる。

## 『基礎年金番号確認のお願い』

『基礎年金番号確認のお願い』は、初回の発送で回答を忘れた場合でも、2回目、3回目まで、合計3回発送されることになっている。

一定期間を過ぎても仮基礎年金番号のままであるような場合には、本来の基礎年金番号が確認されるまでの間に使用するための年金手帳が2回目の『基礎年金番号確認のお願い』に同封して送付される。

仮基礎年金番号のを持っている人は、ほかに基礎年金番号を持っている可能性が高いため、日本年金機構の調査のうへ、本来の基礎年金番号に年金記録を統合してから年金が裁定（決定）される。そのため、仮基礎年金番号では年金の請求はできないことになっている。

## 『基礎年金番号確認のお願い』が届いた場合

『基礎年金番号確認のお願い』が届いた場合には、手持ちの年金手帳などで基礎年金番号を確認し、記入例に従って記入したうえで同封の返信用封筒で返送する。

日本年金機構では、回答された内容をもとに基礎年金番号を確認する。その結果、

①すでに基礎年金番号が付けられたことのある場合 ⇒既に付けられた基礎年金番号で、これまでのすべての年金加入記録が管理される。

このとき、仮に年金手帳や基

礎年金番号通知書を紛失している場合は、最寄りの年金事務所にて再発行を申し出る。

②基礎年金番号が付けられたことのない場合 ⇒新しい基礎年金番号が発行されて年金加入記

録が管理される。

新しい基礎年金番号は、年金手帳または基礎年金番号通知書で本人に知らされる。

記入例

**基礎年金番号確認のお願い**

◆この書類は、すでに基礎年金番号をお持ちの可能性がある方に、基礎年金番号を複数払い出すことを防ぐため、他の基礎年金番号をお持ちでないか等をお尋ねするためにお送りしています。

整理番号		以下のとおり回答します。	平成00年00月00日
事業所整理記号	ご署名欄	お名前	年金 花子
		電話番号	00 (0000) 0000

次の質問にお答えいただき、年金事務所までご返送ください。  
ご返送がない場合、年金加入記録が分かれてしまい、将来受け取る年金が正しく計算されないなどお苦しみによって不利益となることがあります。

質問1 「年金手帳」または「基礎年金番号通知書」をお持ちですか  
はい → その番号をご記入ください (00 00 | 00 00 00)

いいえ → 質問2 「年金証書」をお持ちですか  
はい → その番号をご記入ください

いいえ → 質問3 以下の記録でご自身の年金記録と思われる場合には、①欄に○印を記入のうえ、⑤、⑥欄に具体的な内容をご記入ください (下記に記録の印刷がない場合は、質問4にお進みください)

①ご自身の年金記録が分かる範囲で○印を記入ください	②加入制度	③年金制度に加入した年月日	④年金制度を脱退した年月日	⑤厚年・共済の場合 お勤め先の名称	⑥その当時の住所
○	厚年	00. 00. 00	00. 00. 00	○ ○ 生命保険会社	東京都三鷹市下連雀0-0-0
○	国年	00. 00. 00	00. 00. 00		東京都杉並区高井戸0-0-0

質問4 転居したことがある場合 現住所の前の住所をご記入ください (〒000000-0000) 東京都杉並区高井戸 9-9-9-9

〒181-0013  
東京都三鷹市下連雀99-99-99  
年金 花子 様

年金事務所 受付印

ご自身が自ら署名する場合は押印は不要です。

電話番号は平日の日中に連絡を取りやすい番号をご記入ください。(携帯電話など)

質問1の「年金手帳」または「基礎年金番号通知書」の番号が990Xで始まっている方は、その番号を記入せずに、質問2へお進みください。  
例) 9901-00000

お客様のものと思われる基礎年金番号で管理している年金加入記録を表示しています。  
※加入記録がない場合は、②に「\*」と表示しています。

左欄に表示された年金加入記録がお客様のものである場合、  
・②が「国年」のとき  
→⑥にその当時の住所をご記入ください。  
・②が「厚年」、「船保」、「共済」のとき  
→⑤にお勤め先の名称、⑥に事業所所在地をご記入ください。  
※「船保」のときに、⑤に乗り込んでいた船名をご記入ください。



## 【クローズアップ年金事務所】

# 職員が自信と誇りを持って働ける 職場環境をつくる

## 宇都宮東年金事務所(栃木県)

宇都宮といえば餃子。ここ2年は「餃子の消費量日本一」の座を静岡県浜松市に譲ってしまっているが、宇都宮駅前に立つ「餃子像」(餃子の皮に包まれた女神の像)が“餃子の街”をユーモラスに訴えていて印象的だ。そんな宇都宮市の東半分と3市6町を管轄するのが宇都宮東年金事務所。「職員が自信と誇りを持って働けるようにすることが、お客様の満足度アップにつながる」と考えて職場環境づくりを進めている。



## 広々として 整理整頓が行き届いた館内

宇都宮東年金事務所の館内に入ってまず思うのは、フロアのスペースが広くとってあり、モノも片付いていてすっきりしていること。「お客さまにとって気持ち良く、かつ効率のよい応対ができるようにと、相談ブースのレイアウトなどにもこだわっているんです」と高木末子所長はいう。

高木所長は旧社会保険庁時代(昭和56年)の採用。福島県いわき市の平年金事務所の副所長を経て、昨年4月に宇都宮東年金事務所長の任に就いた。

同年金事務所の職員は、正規職員18名、準職員7名、特定職員14名、アシスタント2名の合計41名からなる。うち半数以上は、日本年金機構になってから新しく採用された職員だ。

同年金事務所の管轄地域は、宇都宮市の東半分(厚生年金)と、真岡市・さくら市、那須烏山市、益子町、



茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町、那珂川町の3市6町(厚生年金と国民年金)。面積でいうと栃木県全体の20~30%という広い地域をカバーしていることになり、車で移動すれば端から端までで一時間ぐらひはかかる。相談客の多くは車での来所だ。土地柄なのか、お客様は比較的温厚。職員もまじめで実直な人が多いという。

## 「お客様第一」で取り組む

機構発足からこれまでを振り返ると、「旧社保庁時代の苦しい時期を乗り越えて、職員にはたくましさも出てきたように思う」と高木所長。「職員一人ひとりが『お客様第一』『お客様を待たせてはいけない。職員から積極的に進んで対応するのが当たり前』という気持ちを持っていると感じています」。

年金相談をスムーズに行うには知識の積み重ねが必要で、制度、審査、システム、すべての流れをバランスよくわかっていることが必要だ。しかし、日本年金機構発足当初はこれまでの知識のある人材が減り、さらに、業務の集約化や分担化も行

われて年金業務全般に精通した職員が少なく、現場がスムーズに動かないという混乱もあった。「たしかに、当初は職員も業務の流れがわからなくなり、いろいろなところで照会や連絡をとる必要が出て対応に時間がかかることがありました。いまはそうしたことが少なくなってきましたが、それでも『その業務はわかるけど、この業務はわからない』というアンバランスはまだあります。まず1年目でいろいろ経験して仕事の流れをつかみ、2年目から実践でスキルを身につけるとなると、人材育成に最低2年は必要かなと思っています」。

年金記録問題が発覚した当時は1日に200~300人の来訪者があったが、いまは100人弱ほどで落ち着いている。現在は記録の再確認キャンペーンの最中で、そのハガキを持って来所する人が1月40人ほどだ。

## 相談スキルを 身につける研修も開始

今後の抱負は、市町村や年金委員、地域の事業者等の皆様とコミュニケーションを深め、年金

に関する広報等の協力体制を強めていくこと。そして、職員が自信と誇りを持って働けるようにすることだ。職員全員が相談窓口に立てるよう、昨年冬からは新たな年金研修も始め、希望者から順次研修を受けている。

「記録問題ではだいぶご迷惑をかけてしまいましたが、高齢者の多くが年金を生活の糧としており、年金事務はなくてはならない仕事だという自信と誇りを職員が持って、前向きに業務に当たれるような職場環境をつくっていきたい。それが結果的に、お客さまに満足感を持っていただけるサービスの提供につながると考えています」。

### 副所長に聞く

**梅川一博副所長**は、電機メーカーの営業畑に32年勤めた後、機構発足時の平成22年1月に採用された。福島県の郡山年金事務所の副所長を経て、昨年10月に宇都宮東年金事務所に異動。電機メーカーから180度違う年金という世界に飛び込んだのは、「そろそろ部下も成長して跡を譲る年齢かなと思ったのと、社会貢献をしたかったから」だ。当時は記録問題で批判が多いことは承知だったが、迷いや抵抗はなかったという。「むしろ自分にできることがやれたらいいなと思いましたね。これまで自分が働いてきた分野とまったく違うところだからこそ興味もありました」。

着任してまず驚いたのは、職員が年金事務の各テーマに対してスペシャリストであるということだった。「マスコミなどで批判されていたのとは印象が違

う。それぞれの職員が制度や業務に精通していて、いい意味でとんがっていると思いましたね」。

逆に足りないと思ったのが、民間企業なら当たり前の対外交流。そこで力を入れることにしたのが、市町村や福祉関係者、年金委員はもちろん、企業や商工会議所等と交流を図ることだ。「地域年金展開事業」の一環として、各事業者に年金に関する広報・周知の協力を求めている。

「ねんきんネットやアクセスキーの説明、自宅にいながらでも将来の受け取り年金額が試算できることなどを、従業員の方々に広報してほしいと、事業者の方々にお願いしています。やはりこうした情報は、私たち年金事務所の力だけでは伝わらず、地域に深くかかわる方々に伝えてもらう必要がありますから」。

梅川副所長は人材育成も担当している。「機構では現在、職員が10年のキャリアパスで年金事務を一通り経験できるようにすることを目標としていますが、その集約したものがお客様相談室の業務だと私は思っています。そして、年金業務ではお客様に対する説明責任も大切。職員が自信を持って働けるようにすることと、説明責任を果たせるようにすることが私の役目だと思っています」。

### 課長・室長に聞く

**小島克巳厚生年金適用調査課長**は、半導体検査装置の商品開発の仕事を経て、機構発足時の平成22年1月に採用された。埼玉県の浦和年



金事務所の国民年金第二課長を経て、今年4月に宇都宮東年金事務所に異動。小島課長の転身の理由もまた、「年金事務では、商品開発とはまた違った社会貢献ができるのではないか」だった。

適用調査課の業務は、浦和時代とは違って初めてやる内容が多い。「契約や会計関係、人事異動などの事務処理、事務所全体の業務改善委員会や衛生委員会などにも携わっているの、いろいろなところで顔をっこんでやらせていただいている感じですね。だからこそ新鮮にも感じます」。

適用調査課の職員は計9名(うち庶務担当2名、適用担当7名)。管轄する事業所数は今年3月末現在で4,500件強(被保険者70,000人強)になる。管内には工業団地がいくつかあるため、事業所数に対して被保険者数が多いのが特徴だ。

力を入れたのはやはり未適用の事業所を適用にすること。しかし、問題はなかなか事業主に会えないことだ。「約束しても『忙しい』と言われて、会えないことが少なくありません」。

業務改善委員会のオブザーバーとして、年金事務所全体をいかに盛り上げていくかも小島課長の役目だ。「職員の声を聞いて、より良い職場環境にしていきたい。職員が明るく笑顔でお客様に接することができるためにも、職場の中を良くすることは大事だと考えています」。



**鈴木俊範厚生年金徴収課長**は、旧社保庁時代に採用され、新潟県の長岡年金事務所の厚生年金徴収課のチーフを経て、今年4月に宇都宮



東年金事務所の厚生年金徴収課長に着任した。

徴収課の職員は計6人。現在の事業状況はというと、昨今の景気低迷と少子高齢化に伴い、保険料率も上がって事業者負担が大きくなっていることから、納入について苦慮しているという声が少なくありません。

保険料を払わないでいると事業者にとっての差し押さえなどの処分。そうならずとも済むほうが事業者にとっても良いはずなので、厳しい態度をとってでも支払いを求めることが大事だと思っている。しかしそれは、職員にとっても大きなストレス。

「私たちは国税の徴収職員ほどのプロではありません。年金相談や給付業務をやる一方で、徴収業務では真逆の対応を求められるので、考え方をすっぱりと切り変えないといけないのが苦しいところですね。課の職員のメンタルケアには気を使っています」。

そのトップに立つ鈴木課長自身のメンタルケアはだれがやるのかと気になるところだが、周りの管理職が「飲みニケーション」という名のメンタルケアで対応してくれるとのことだ。



**阿部智国民年金課長**も旧社保庁時代からの勤務で、平成23年7月から宇都宮東年金事務所の国民年金課長を務めている。



国民年金課の職員は9名。うち7名が女性だ。「女性ならではの細やかな気配りは、お客様の好感度を上げるうえでも強みになっていると感じています」。

平成24年度の管内における国民年金保険料の納付率は約59

%。前年の平成23年度の納付率が落ち込んでいたため、そこから盛り返すことができたのは大きな一歩だったと話す。「一般個人の納付率は、機構への信用率であるともいえます。より制度周知をして信用アップを図り、納付率を上げていきたいです」。

平成24年度の納付率が改善した要因としては、昨年10月に市場化テストの業者が変わり、訪問督促に力を入れるようになったことが挙げられる。「やはり電話や書面ではなく、個別に訪問して話したほうが支払いに前向きになっていただけるようです。『払えない』と言っていた方でも、直接訪問して免除申請につながったことで納付率が上がっている面もあります」。

今後の目標は、市町村や市場化テスト業者と一層の連携を図ること。そして、職員のスキルアップだ。同年金事務所では職員すべてが窓口相談できるようにしようと昨年研修を行っているが、国民年金課からは現在2名が手を上げて研修に参加している。「国民年金課に来られる方のなかには、『保険料を納めると将来いくら年金がもらえるか』という情報も知りたい方が多い。そのたびに相談室に回さなくても、国民年金課の窓口で事が解決するように職員のスキルを高めて、お客様の満足度を上げたいと考えています」。



**中野由美お客様相談室長**は、宇都宮西年金事務所の国民年金課チーフを経て、今年4月に宇都宮東年金事務所のお客様相談室長に着任した。



お客様相談室の職員は計15名

で全員が女性。内訳は、正職員4名、準職員2名、特定職員8名、アシスタント1名だ。

相談ブースの数は、以前は6つだったが現在は7つに増やし、さらに2つの予備ブースも設けたので、最大で9ブースになる。お客様の待ち時間は時間帯にもよるが混雑時で約15分。1件当たりの相談時間は15分～1時間とケースによって様々。「ご夫婦二人でお越しのケースでは、まずご主人の話をうかがって、次によく奥様の話へと移るので、やはり時間がかかりますね」。

テレビや新聞などで年金に関するニュースがあるたびに、不安になって相談に来る人も多い。限られた職員で効率よく対応できるようにするため、お客様がどのような目的で来所したのか、手続きのためなのか、書類の再交付なのか等を、まず総合受付で尋ねてから相談室に振り分けるようにしている。

相談の内容は、手続き、相談、苦情等様々であるので、職員のメンタルケアは大切。「朝のミーティングや仕事の合間には、各職員の顔を見て様子をおうかぎするようにしています」。



記録問題のときはつらい思いをした職員も多いというが、いまは「ありがとう」といわれることが大きな励みになっているとのこと。感謝の手紙を送ってくれる相談客もいるという。

「まだまだ課題もありますが、一方ではいろいろな人が職員として入ってきたことで『こういう方法もあるな』と気づかされることもあります。『前の時代はこうだった』と後ろを見るのではなく、前を見て進むのが大事かなと思っています」と宇都宮東年金事務所の職員たちは語ってくれた。

# 「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」提出

4月12日、厚生労働省は衆議院に「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」を提出した。

この法律案は、公的年金制度の健全性および信頼性を確保するため、以下の3点を実施することを盛り込んでいる。

①厚生年金基金について他の企業年金制度への移行を促進しつつ、特例的な解散制度の導入等を行うこと。

②国民年金について第3号被保険者に関する記録の不整合期間の保険料の納付を可能とする等の措置を講ずること。

③障害・遺族年金の支給要件の特例措置および国民年金保険料の若年者納付猶予制度の期限を10年間延長すること。

## ◆厚生年金基金制度の見直し

厚生年金基金は、厚生年金保険法に基づいて、国が行う厚生年金保険の給付のうち老齢厚生年金の報酬比例部分を代行し、さらに企業の実態に応じて上乗せ年金の給付を行うものである。厚生年金基金は企業年金の一種だが、公的年金である厚生年金保険の一部を代行運営する（代行制度）ことが他の企業年金制度にはない大きな特徴である。

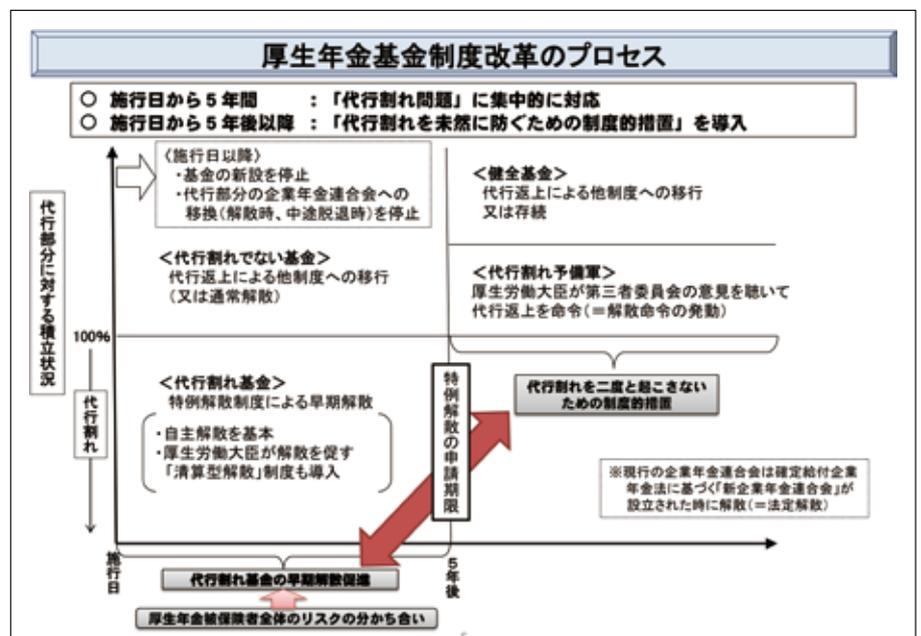
厚生年金基金制度は昭和41年

に発足し、設立形態は企業が単独で設立する単独型、主力企業が共同で設立する連合型、同種同業の企業等が共同で設立する総合型の3つの設立形態がある。平成24年3月末現在、代行返上中の厚生年金基金を除くと562基金が存在する。また、厚生年金保険の被保険者数3,451万人のうち厚生年金基金の加入員数は437万人、厚生年金保険の受給者数3,048万人のうち厚生年金基金の受給者数は293万人である。

厚生年金基金制度は、右肩上がりの経済成長下では資産運用による大幅な利差益が得られ、代行制度のメリットを生かした順調な発展が見られた。しかし

ながら、いわゆるバブル経済の崩壊以後運用環境は低迷し、代行制度のメリットは失われ、保有資産が代行部分に必要な水準に満たない、いわゆる「代行割れ」をしている基金が顕在化してきている。大企業を中心とする厚生年金基金の大半では、こうした代行割れを防ぐために代行返上を行っている状況にある。

また、代行制度のもう1つの特徴である上乗せ給付については、代行割れした厚生年金基金ではすでに上乗せ給付に充てるべき資産が失われており、代行割れをしていない厚生年金基金でも上乗せ給付については大幅な積立不足が生じている。解散



時に、約束した上乗せ給付を支払えるだけの資産を持つ厚生年金基金は全体の1割に満たないという。

今回の法律案では、こうした厚生年金基金制度の現状を踏まえて、新規に厚生年金基金を設立することは認めず、法の施行日から5年間は「代行割れ問題」に集中的に対応し、法の施行日から5年後以降は「代行割れを未然に防ぐための制度的措置」を導入することとしている。

具体的には、「代行割れ」を起こしている約4割の厚生年金基金に対しては、特例解散制度の見直しや解散認可基準の緩和などの方策を講じて、5年以内の早期の解散を促すこととし、「代行割れ」の予備軍となっている約5割の厚生年金基金に対しては、確定給付企業年金や確定拠出年金などの他の制度へ移行させるか、一定の基準を満たさない厚生年金基金には厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて代行返上を命令するものとしている。

### ◆第3号不整合記録問題への対応策

今回提出された法律案の2つ目の実施内容は、いわゆる第3号不整合記録問題に対する措置である。

現行の年金制度では、日本国内に住所を有する20歳から60歳のすべての人が国民年金の第1号・第2号・第3号のいずれかの被保険者となる。このうち、サラリーマンの被扶養配偶者（専業主婦）は、保険料を納める必要のない第3号被保険者となる。この第3号被保険者は、配偶者（夫）が離職などにより第2号被保険者の資格を喪失すると第3号被保険者ではなくなる。この

ような場合には、自ら届出を行って第1号被保険者として保険料を納付する義務が生じる。

しかしながら、過去にこの必要な届出を行わなかったために、実態は第1号被保険者になったにもかかわらず、年金記録上は第3号被保険者のままとされている期間（不整合期間）を有するケースが多数存在している。これを第3号不整合記録という。

この第3号不整合記録については、平成22年3月にいわゆる「運用3号」として取り扱う方針が決定、同年12月に年金課長通知が発出され、翌年の平成23年1月から「運用3号」の取扱いが実施された。この「運用3号」の取扱いとは次のような内容であった。

まず、年金の受給権者の場合、第3号不整合期間があっても、すでに受給している年金額は減額せずにそのままとする。また、現役の被保険者の場合、将来に向けては第1号被保険者として保険料納付を求めるが、過去の第3号不整合期間については保険料の時効が消滅していない過去2年間を除きそのまま第3号被保険者の期間として扱う。

この「運用3号」の取扱いについては、国会で、法律ではなく課長通知で処理したことなどに対する批判が相次ぎ、3月に厚生労働大臣が「抜本改善策案の方向性と論点」を公表して、「運用3号」の課長通知を廃止することとなった。これを受けて、平成23年11月22日に「国民年金法の一部を改正する法律案」（いわゆる「主婦年金追納法案」）が国会に提出された。しかしながら、この法律案は平成24年11月16日に審議されないまま衆議院

の解散によって廃案となった。

今回の法律案に盛り込まれている内容は、この廃案となった「主婦年金追納法案」について、現在の準備状況を考慮しつつ、できるだけ早期に年金受給権の保護、保険料追納の受付、年金額の訂正を行えるように実施スケジュールの見直しを行ったものである。

具体的な内容は、①生活の安定に配慮しつつ保険料の納付実績に見合った額より高い年金額となっていることを是正すること（追納実績を踏まえた年金額の訂正）、②不整合期間を「カラ期間」とすることにより不整合期間の存在による無年金状態を解消すること、③不整合期間について特例的な保険料追納を可能とし、年金額を回復する機会を提供すること（3年間の時限措置）、としている。

### ◆特例措置の延長等

法律案の3つ目の実施内容は、次の2点である。

まず1つは、障害基礎年金・障害厚生年金および遺族基礎年金・遺族厚生年金の保険料納付要件の特例、すなわち、直近1年間に保険料の未納がなければ保険料納付要件を満たしているとする特例（いわゆる直近1年要件）の期限を、現行の平成28年3月からさらに10年間延長して平成38年3月までとすることである。

もう1つは、30歳未満の第1号被保険者等であって本人および配偶者の所得が一定以下のものに対する国民年金の保険料の免除の特例（いわゆる若年者納付猶予措置）の期限を、現行の平成27年6月からさらに10年間延長し、平成37年6月までとすることである。

ねんきん最前線  
市区町村 VOICE

兵庫県神戸市 国保年金医療課

## 大都市でも市民一人ひとりの顔が見える きめ細かい対応をめざす



市役所1号館24階の展望ロビーは市民に開放されており、神戸の眺望が楽しめる。

神戸市は人口154万人の政令指定都市。国民年金業務には特に力を入れている自治体の一つだ。職員の知識向上のため各区役所には民間から採用した「年金専門相談員」を配置。免除申請については、所得情報等からどの免除が受けられそうかという目安がわかるシステムを持ち、一人ひとりに合った免除申請の勧奨をしている。そのため神戸市の免除率は全国平均に比べ高く、却下率は低い。「大都市でも小さなまちと同じくらい、市民一人ひとりの状況を把握したきめ細かい対応をしたい」との考えだ。

### 年金専門相談員を 各区役所等に配置

神戸市は、9つの行政区からなる。国民年金の窓口業務は12カ所（9区役所、1支所、2出張所）で行っており、職員数は総勢43人。一方、本庁で国民年金を担当する職員は6人（うち2名はシステム管理担当）で、各区役所等からの相談・質問のほか、市民からの問い合わせにも対応している。

矢野賢さんは、今年4月に都市計画総局から国民年金係に異動してきたばかり。「市役所というところ、どんな仕事もさまざまな法律・制度にかかわりますが、なかでも年金業務は制度や決まりごとがよく変わるので難しい分野だと痛感しました。各区役所や市民からの相談・質問に十分に答えられるよう、早く制度を熟知したいと思っています」。

円山新さんも今年4月、国民年金のシステムの管理担当として異動してきた。神戸市では今年度から3年かけて市全体がホストコンピューターによる管理からサーバ化していく計画で、それに伴い各課でシステムを再構築していく。そのうち国民年金関係のシステムのサーバ化を担当するのが円山さんというわけだ。

「システム作りに当たっては、

年金制度だけでなく職員の使い勝手の良さも熟知しないといけません。もともと、これまでのシステムは評判がよかったので、それを生かすことも必要です。後で職員から『使いやすいね』と言ってもらえる良いシステムを作りたいと思っています」。

神戸市では職員の知識向上にも力を入れている。2008年度からは、社会保険労務士や社会保険事務所OBなど年金相談の経験者を公募・採用し、「年金専門相談員」として各区役所等に1名ずつ配置している。職員43名中10名は年金専門相談員だ。

「市の職員は3～4年で異動しますが、年金業務では相談者は40年にわたる期間のことを話します。古い制度・法律の時代を知り、かつこれからの制度改正も含めて話ができる人材が必要になるので、年金専門相談員を配置し、職員に対して指導・助言などをしてもらっているのです」（国民年金係長の林友美さん）。

年金専門相談員はいずれも厳しい採用試験をパスした人。採用された後も、定例の研修会に出席し、みな常に高いレベルをキープするよう努めている。

### 免除率は高く、却下率は低い

神戸市のもう一つの特徴は、

国民年金被保険者（第1号）の免除率が41.6%（平成24年2月末時点）と、全国平均の28.84%（同）を大きく上回っていることだ。これは、神戸市が独自に所得情報から「この人は免除に該当しそう」と把握するシステムを持っており、免除が受けられそうな人に対して積極的に免除申請を勧奨しているからだ。

免除が受けられそうだと把握したうえでの免除申請なので、申請後の却下率も3.5%（同）と、全国平均の5.7%（同）よりも格段に低い。

「要するに無駄な免除申請がないので、少ない人員で対応している市職員にとっても、また年金事務所の職員にとっても手間が省かれることとなります」（国民年金係3年目の城大輔さん）。

「市民から『免除されると思っていたのに却下された』というお叱りや苦情を受けることは、ほとんどないです」（国民年金係2年目の森崎菜穂子さん）。

また、丁寧に説明したうえで本人に納得してもらって申請を受理するため、記載や添付書類等の不備も少ない。平成24年中の申請書類の不備率は、事務センター統計によれば兵庫県全体では3.94%であるのに対し、神戸市の場合はわずか0.09%だ。

## 一部免除者の納付率も高い

また神戸市のシステムでは、「この人は多段階のどの区分に該当しそうか」「前年の所得は高いが、特例認定の免除が受けられそうか」ということも一目で把握できるため、職員はその人に合った申請勧奨ができる。つまり、全額免除から4分の1免除まで制度すべてを説明するのではなく、その人にとって必要な情報をピンポイントで、かつその分丁寧に説明できるということだ。たとえば一部免除に該当する人には、「免除されても、残りの部分の保険料は納めないと未納扱いになるので、忘れずに納めてください」としっかり強調して伝えられる。

結果、神戸市では一部免除者の納付率も全国平均を上回る。今年1月末現在、神戸市の4分の3免除者の納付率は53.5%（全国平均43.7%）、半額免除者は51.9%（同36.7%）、4分の1免除者は42.6%（同28.9%）。

「最初にいかにきちんと説明するかが、後々すべてに影響するということです」（城さん）。

また、免除に関するパンフレットや勧奨用チラシなども7種類（全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除、若年者、特別事情がある人、特別障害給付金受給者）を市で独自に作成し、該当すると思われる人にそれぞれ送付している。7種類の用紙は色も変えて違いをつけ、市民から電話で問い合わせがあった場合は「何色の用紙をお持ちか？」と尋ねれば、どの免除に該当するか職員にはすぐわかる。市の職員はもちろんだが、所得情報のない年金事務所職員にとっても効率的な対応ができる。

本来、免除勧奨のような協力連携事務をどこまでやるかは市の判断である。神戸市がこま



矢野 賢さん



円山 新さん



城 大輔さん



森崎 菜穂子さん

でやるのは、「神戸市民に損をさせたくない」という市職員としての義務感と個人の正義感からだといえる。

「年金をもらうのは市民の権利。制度を知らなかったためにもらえなかったということだけはなくしたいです」（林さん）。

## より強めたい機構との連携

市の年金窓口は12ヵ所あり、神戸市を管轄する年金事務所も「三宮」「東灘」「兵庫」「須磨」と4ヵ所あるため、市民への対応にバラツキが生じないようにすることが必要だ。社保庁時代から市側の本庁と年金事務所側の三宮年金事務所が代表して対策を協議し、市全体をとりまとめてきた。さらに、年2~3回は市側12窓口と4年金事務所のすべてが一堂に会する合同会議も設けている。しかし、機構になって以降、年金事務所間の足並みは以前よりそろいにくくなっているようにも感じられ、合同会議の重要性がこれまで以上に高まってきている。

さらに現場どうしの協力連携だけでなく機構本部やブロック本部のバックアップが求められる。たとえば、平成23年度に改正された障害基礎年金の子加算については、周知が広がらないのか、改正から2年経っても請求もれ者が目立つ。昨年度末、市は独自システムを活用して請求もれ者を把握したうえで、勧奨の実施を年金事務所へ持ちかけたが、日本年金機構（ブロック本部）の回答は障害厚生年金

受給者との公平性を欠くという理由で「実施はNO」であった。やむなく神戸市単独で勧奨を実施したが、本来であれば、機構が実施すべき勧奨であり市町村には情報提供依頼があっただけのべきものだが、現実には現場にストップをかける状況にある。

## 職員の高い意識も支えに

システムだけでなく、市職員たちの姿勢や意識も年金業務を大きく支えている。

「職員の間には、常に何かに気づこうとする意識、気づいたらすぐに動こうという意識があります。障害基礎年金の子加算の改正についても、『障害年金受給者に、子どもさんが生まれた』と気づいたらすぐに『じゃ、案内を送ろう』と区役所では自発的に動いておられます」（森崎さん）。

「区役所等から『この場合はどうしたらいいか』などと問い合わせが来るときは、『困っている』というよりもむしろ『これをどうより良くしようか』とワクワクしている感じですよ。そういう前向きな姿勢に自分たちは動かされています」（城さん）。

「住民一人ひとりの顔が見やすい小さな町や村では気づいて当たり前かもしれないことを、人口154万人の大都市でもやるんだという意識が、各窓口の職員のなかにはある。それが神戸市の年金業務にとってものすごく大きな力になっているといえます」（林さん）。